

久留米市まちづくり推進事業費補助制度

市では、個性豊かな地域社会の振興・発展に資することを目的として、市民自らが行うまちづくり事業（自治会等が実施する、自治活動の活性化・地域住民の連帯や自治意識の高揚に資する事業等）に係る経費の一部を予算の範囲内で支援するものです。

○補助対象となる団体

自治会・町内会・区等の地縁団体又はその連合体

○補助対象となる事業

区 分	補助対象経費
(1) 祭り等実施費用	住民相互のふれあい、連帯及び地域活性化を促進する目的で実施する祭り等の事業にかかる経費
(2) 掲示板等設置費用	① 掲示板の設置費 ② 地域の案内板の設置費 ③ 道標や記念碑等の設置費 (※いずれも修繕・補修費用は対象外)
(3) 広報用備品購入費用	① 会報等の発行に要する備品購入費 ② 郷土紙発行等に要する備品購入費
(4) 文化スポーツ用備品購入費用	① 郷土芸能の保存等に要する備品購入費 ② 運動会等に要する備品購入費
(5) 自主防災用器材購入費用	自主防災に必要な器材購入費 (止水板・防水板、AED 購入費など)
(6) 法人格取得に関連する費用 ※ (1) から (5) との同一年度内 重複申請が可能	① 団体の認可取得に要した経費 ② 不動産登記経費

○補助限度額 10 万円（補助率：補助対象経費の 1/2 以内、千円未満切捨て）

※市から直接、他の補助金等を交付されている事業は対象となりません。

※自主財源では不足する部分について支援するものであり、自主財源の代替ではありません。

まちづくり推進事業費補助金交付申請等の手続きについては、裏面でご確認ください。

○まちづくり推進事業費補助金交付申請等の手続き（流れ）

1. 補助金の交付申請

団体の代表者名で、市指定の申請書に次の書類を添えて、下記の担当窓口に提出してください。なお、申請書は必ず事業実施前に提出してください。

- ①団体の規約又はこれに準ずるもの ②事業計画書
- ③補助対象事業の収支予算書 ④その他、市が必要と認めるもの

※祭り等実施の場合、実施内容が分かる回覧チラシ等を添付してください。

※備品等購入の場合、見積書及びカタログを添付してください。

2. 補助金の交付決定

市で、申請の内容を審査し、交付の適否を決定したうえで、団体の代表者に結果を通知します。なお、同一団体への同一補助金の交付回数は1会計年度につき1回限りです。

※ ただし、法人格取得に関連する費用の区分に限り、他の区分との重複申請が可能です。

3. 補助事業の実施

団体は、補助金交付決定後に対象事業を実施します。

4. 実績報告

補助事業の実施後に、団体の代表者は市指定の事業実績報告書に次の書類を添えて下記の担当窓口提出してください。

- ①事業報告書 ②補助対象事業の収支決算書 ③その他、市が必要と認めるもの

※ 補助対象経費に備品等購入費が含まれる場合、「備品台帳」等の写しをご提出ください。

5. 補助金の交付

市で、事業実績報告を受けた後に、補助金額を確定しますので、団体の代表者からの請求に基づいて補助金を交付します。

（問い合わせ先）

協働推進部	地域コミュニティ課	電話番号：0942-30-9014	FAX 番号：0942-30-9706
田主丸総合支所	地域振興課	電話番号：0943-72-2111	FAX 番号：0943-72-3819
北野総合支所	地域振興課	電話番号：0942-78-3551	FAX 番号：0942-78-6482
城島総合支所	地域振興課	電話番号：0942-62-2111	FAX 番号：0942-62-3732
三瀬総合支所	地域振興課	電話番号：0942-64-2311	FAX 番号：0942-65-0957